

令和7年度第1回佐倉市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和7年12月23日 10時00分

場所：市役所社会福祉センター3階中会議室

■出席委員（11名）

中村圭三（会長）、實川正道、岩淵明弘、山本一子、山中正義、中島正雄、坂元真理子、岩井俊之、宮澤邦夫、大岡健三、矢野秀和

■事務局

市長 西田三十五

経済環境部長 和田泰治

廃棄物対策課長 前田隆士

リサイクル清掃班 西野剛史、佐野満、福井健太、平間慶太郎

■傍聴人 2名

■会議次第

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 諮問書交付

5. 議事

「粗大ごみ処理手数料の改定について」（諮問）

「リチウムイオン電池拠点回収試行事業」（諮問）

「製品プラスチック拠点回収試行事業の本格実施について」（報告）

6. 閉会

会議内容

1. 開会

事務局（廃棄物対策課長）により開会

2. 市長挨拶

市長

3. 委員紹介

各委員自己紹介

4. 諮問書交付

市長による会長への諮問書の交付

〈市長退席〉

事務局：

これから議事に入ります。

本日の議事でございますが、粗大ごみ処理手数料の改定についてトリチウムイオン電池拠点回収試行事業についての諮問でございます。

また最後に、燃やせるごみの収集方法の検討についての報告があり、計3件でございます。

ここからの議事進行につきましては、佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条第4項の規定により、会議の議長は会長とすることとされておりますので、中村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長：

会長の中村でございます。

それでは、議事を進行させていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず議事録署名人の選出について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

本委員会の記録は要点や主なご発言などをまとめ、会議録として作成し、原則として公表いたします。

議事録署名人の件でございますが、五十音順で宮澤委員と中島委員に署名をお願いしたいと思います。

議長：

ただいま事務局から会議及び署名委員は宮澤委員、中島委員とのご提案がございました。

そのように進めて参りたいと思いますがいかがでございましょうか。

一同：

異議なし。

議長
それ
なお
事務
きた
と思
意見
いい
いた
の回
皆様

一同
異議

議長
それ

事務
それ
ます

3ペ

1番、

当市

その

そし

この

が、

さら

特に

出超

こう

もの

主な

粗大

見直

(1)

2の進

議長：

それでは会議次第に従いまして議事を進めて参ります。

なお議題が2件、報告が1点ございます。

事務局から説明していただき、委員からご確認することがありましたらその都度質問をいただきたいと思います。すべての説明及び質問が終わった後に、各委員からご意見をいただきたいと思います。なお、この場で意見がなくても後日意見をいただくことも可能といたします。意見用紙をお配りしましたので、1月9日金曜日までに事務局に提出していただきますようお願いいたします。

いただいた意見につきましては、事務局で取りまとめて、第2回審議会において、ご意見とその回答を発表させていただきます。

皆様よろしいでしょうか。

一同：

異議なし。

議長：

それでは議事の1、粗大ごみ処理手数料の改定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

それでは事務局から粗大ごみ手数料の改定についてのご説明の方をさせていただければと思います。

3ページをご覧ください。

1番、背景から確認していきたいと思います。

当市の粗大ごみ収集は平成13年10月から有料戸別収集方式を導入しました。

その後、制度開始から12年後の平成25年12月に料金設定の大幅な改定を実施しています。

そして、本年度で改定から同様に12年が経過しました。

この間、人件費や光熱費をはじめとする物価の高騰により粗大ごみ処理手数料を定める品目表が、現実の消費生活に必ずしも適合していない状況が見られるようになっていきます。

さらに、粗大ごみ処理手数料の根拠となる処理経費につきましても、近年の物価高騰により、特に500円券の場合は、処理経費が手数料を上回る状況となっており、回収量が増えるほど歳出超過が増大しております。

こうした粗大ごみ収集を取り巻く状況の変化を踏まえ、今回、粗大ごみ手数料の見直しを図るものです。

主な変更点について説明をして参ります。

粗大ごみについての処理手数料について、別添資料の通り見直しをいたします。

見直しをする品目及び料金設定の根拠について、これから説明をして参ります。

(1) 粗大ごみ処理手数料の見直しをする品目、次のページについております別添諮問資料1-2の通りですけれども、後で説明いたします。

(2) 粗大ごみ処理手数料料金改定の根拠でございます。

現手数料計算の基本的な考え方について、まず確認します。

佐倉市酒々井町清掃組合への搬入手数料、10 キロごとに 350 円を根拠としております。

計算式については以下の通りでして、15 キロを換算ですので、350 円掛ける 10 分の 15 という
ことで 525 円、これを 100 円未満切り捨てということで 500 円と設定をしているところでござ
います。

4 ページ 2 番をご覧ください

近隣市町村の状況を見ていきたいと思えます。

近隣市様々な料金体系でございます。例えば富里市は、一律 3300 円ということで、1 度に大量
に出すことを前提としているような料金設定の市町村もあります。市町村ごとに様々な料金体
系なのがわかるということでございます。

これを受けて 3 番手数料料金改定をご覧ください。

佐倉、酒々井町清掃組合への搬入手数料が変わっていないことから、手数料計算の基本的な考
え方はそのままにしたいと思えます。

ただし、品目表のうち、収集運搬時や手選別作業時に手間のかかるものについて、500 円から
1000 円に上げることとしております。

これらは粗大ごみ収集運搬業者や手選別作業員に聞き取りをしたものです。

また、小型の品目を 1000 円に上げたものについては、同時に大型の品目について合わせて
1500 円に上げることといたしております。

このあとサマーベッド以下については実際に表を見ながら説明をしたいと思えます。

5 ページ、6 ページを合わせてご覧ください。

5 ページの網掛けになっている部分が料金上昇箇所になります。

例えば 6 ページを見ていただくと、アンテナ 500 円となっております。それが 5 ページ網掛け
のとおり 1000 円になるということです。

さ行のサマーベッド 2 個まで 500 円となっております、さらに、も行で物干し台というのが
ありまして、台なし 2 台まで台付き 2 台までということでそれぞれ料金設定はされておま
す。それをまた 5 ページ戻って、それぞれ見ていただければ、サマーベッドにつきましては 500
円ですけれども、2 個までが 1 個につきということで改定されておまして、物干し台につきま
しても、それぞれ 2 台までとなっていたものが 1 台ごとに 500 円或いは 1000 円取ると言うよう
に改定をさせていただいております。

そのあと、7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページ 11 ページ 12 ページ 13 ページと

この料金設定の根拠となる条例及び規則が入っております。これは参考に見ていただければと
思えます。

議長：

ありがとうございます。

それではただいまのご説明につきまして、質問等、ご意見等ある方は挙手をお願いいたし

ます。

委員：
粗大ご
るので

事務局
事務局
品目表
粗大ご
とでそ

委員：
例えば

事務局
事務局
基本的
です。
ており
明らか
が、基

委員：
私の方
す。そ

事務局
事務局
その通
収しな
って

委員：
値上げ
が超過

事務局
事務局

ます。

委員：

粗大ごみの品目表ありますけども、あ行から始まってそれぞれアイロンとかのアンテナとかあるのですが、これ以外のものは、粗大ごみとしては引き取らないのですか？

事務局：

事務局より回答いたします。

品目表の5ページ一番右を見ていただければと思います。

粗大ごみ品目表に該当しないものという事で、15 kg以下、15 kg超 30 kg以下、30 kg超ということでそれぞれ設定されております。すべて粗大ごみとして引き取るということになります。

委員：

例えば品目表に重さが書かれていますけど、どのように判断されているのですか？

事務局：

事務局より回答いたします。

基本的には粗大ごみ収集業者の方が引き取りに行くときに、目視で確認をしているという状況です。市民の方が出していただくときに、例えば体重計に乗って自分で判断する等、お願いしております。

明らかにおかしいということであれば、引き取り業者の方で再計量する可能性もあるのですが、基本的には粗大ごみ業者が市民の方を信用して回収をしております。

委員：

私の方でも過去に処理券を事前に購入して、当日予約をして回収してもらったことがあります。その際にどう見ても重さが異なる場合は、現場の方にお任せしているのですか。

事務局：

事務局より回答いたします。

その通りでございます。実際に重さが違うものは、指摘する場合があります。その場合は回収しないで、後日処理券を用意していただくか、持っている方はもう1枚、急遽家に戻って貼っていただくこともあります。

委員：

値上げする理由は何ですか。処理経費が手数料収入を上回った状態がずっと続いていて、歳出が超過している状態はいつごろから起こっているのですか？

事務局：

事務局より回答いたします。

いつごろからというところは把握しておりませんで、前年度令和6年度ベースで計算いたしましたら、500円の場合は、687円の手数料が理論上かかっておりまして、1000円の場合は760円、1500円の場合は833円ということで、500円の場合のみ諸経費の方が上回っているということです。ただし、これは、あくまで平均値でございますので、手間がかかってないものはもっと安く、手間がかかっているものはもっと高くなっているという状況です。

事務局
委員は設
あと、
う思

委員：

物価高騰とひとくくりになっていますが、基本的にどの辺りが影響していますか。例えば人件費であったり、処理をする燃料費だったりいろいろあると思います。

委員：
成田と
いたの
は、作
今回、
差もま
と。伊
違うの

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

委員ご指摘の通りでして、人件費及び光熱費それが極めて大きいです。近年の物価高騰によって相当なマイナスになっております。

議長：
はい。

委員：

こういう設定した料金と実際の手数処理費用の対比っていうのは、毎年検証されているものなのですか。

事務局
はい。
委員こ
方で詔
市・自
るのを

事務局：

毎年計算しておりますが、今回の審議会にはその資料を持ち合わせておりません。次回の審議会時に回答させていただきます。

委員：

当然値段を上げていくのは必要だと思うんですけど、一方でその処理経費を下げる努力っていうのはされているのですか。

委員：
成田市
か。

事務局：

下げる方の努力につきましては、この作業が収集業者、手選別業者にお願いをしている部分ではありますけど我々の方ですぐに対応できるというものが、他の事例を見てもあまり少ないような状況であります。色々と情報集めながらDX等で取り入れられるものがあればよいのですが、現状では、行っておりません。

事務局
成田市
ないか
八街市
ことで
推定い

委員：

市民の皆さんも値段が倍になるっていうのは、なかなか納得しないと思う。一方で我々もコストダウンの努力がないと納得しづらい。業者に依存するのであれば、入札制度にするのはいかがですか。

委員：
犬小屋
うこと

事務局：

委員ご指摘の通りで、粗大ごみ収集業者につきましては一般競争入札でやっております。経費は設計額よりも下がった中で、落札いただいている状況というのがございます。

あと、先ほど説明した通りで、将来的にはDX等で削減できる場所を見つけていきたいという思いはありますので、今後とも経費削減への努力はして参りたいと思います。

委員：

成田と印西市が粗大ごみを出す費用が無料である。実際現場で印西市のお仕事をさせていただいたのですが、粗大ごみを大量に出すし、燃やせるごみの袋もものすごく大きいし、この差は、何だろうと不思議でした。

今回、粗大ごみの成田と印西無料というのは、佐倉の人件費がすごく上がっているときに地域差もあると思うんですが、成田と印西が人件費ってというのはどのようにまかなっているのかと。佐倉市は人件費や燃料費が上がっているから、この値段が倍に上がる。他市町村とどこが違うのかがこの表ではわからないので教えてください。

議長：

はい。事務局おねがいます。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

委員ご指摘の成田市・印西市さんが無料というところにつきましては、まだそこまで事務局の方で調べておりませんで、回答できないです。ただ、他市町村の料金につきましては、成田市・印西市以外の料金設定されている市町村につきましては、今後高くすることを検討しているのを我々の方で確認をしております。

委員：

成田市と印西市の人件費はどこで補填していたのか、佐倉市とは、処理の仕方が違うのですか。

事務局：

成田市と印西市以外の料金設定を設けている自治体は、同様の処理料金がかかっているのではないかと推定されます。

八街市は、令和6年度まで無料でした。それが令和7年4月1日から1個あたり550円ということで料金設定されたという現実はあります。それぞれ経費もかかっているからその改定と推定いたします。

委員：

犬小屋とプリンターが今回、大型と小型に分かれています、この2つは大型が多かったということでしょうか。

1辺が120センチって結構大きいですけど、この大型はどのくらい粗大ごみとしてでているのですか。

金で

事務局：

清掃組合で実際に作業している方から実際聞いたのですが、犬小屋については、大きいものも出ているということでして、やはり一律500円だと手間がかかるので、あげたほうがいいというアドバイスはいただいております。

議長
はい。

事務局
事務局
全部

委員：

無料と有料っておかしいなという感じがしました。確か廃棄物処理法3条で一般廃棄物って市町村の責務ですが、排出者責任ということで、粗大ごみを大量に出す人とごみを出さない人とやはり不公平になりますよね。

委員
収集
るとい

税金をそれだけ使われる責任ということで、政令市とか平均すると25%から50%というのが原価に対して排出者の負担である。1つ目が佐倉市のこの料金改定後でどれくらいの原価に対して負担割合になるのか。2つ目に意見として、リユースの広報活動に力を入れた方が良いのではないか。

議長
はい。

事務局：

1点目の質問について、質問で出た原価とはどのような意味でしょうか。

事務局
事務局

それ
どのく
回収し
す。

委員：

一般廃棄物について税金がリソースになっていて、ごみをいっぱい出す人と出さない人って、それが不公平になるので、排出者に対して一部負担させるべきだというのが廃掃法3条の精神だと思います。

委員：
そうい
員の方
そうな
いう値

粗大ごみを回収して分解、焼却もしくはリサイクルすることで、最終的にごみを処理するのに市としてどのくらいの費用なのか。それに対して粗大ごみを出した人に1000円とか500円というのが、どれくらいの割合なのかをお伺いいたします。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局
事務局

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

一件当たり、物件費が3691万9813円のうち、687円が理論上の手数料ということになります。原価については、今の段階では、具体的な数値を出すことはできません。次の審議会の際にあらためてご説明いたします。

確かに
のとい
うのは
めて高

委員：

質問を変えます。この手数料で粗大ごみの処理に係る経費を100%カバーするのか、それとも税

委員：
鉄アレ
お金が

る 金で何割か負担し、一部を排出者に負担させるっていう考えですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

も
い 事務局：

事務局より回答いたします。

全部ではなくて、あくまで一部の負担ということで考えております。

市
と 委員：

収集運搬時や手選別作業時、現状こういった手間かかっているのかと、それがコスト要因であるという理由の説明をお願いします。

が原
して
まは 議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答いたします。

それぞれの品目ごとにリサイクル、リユース、焼却など、様々なものに分かれます。その額でどのくらいの割合であるかは、数字としては持っておりませんので回答はできません。ただ、回収した品目につきましては、極力リサイクル、リユースを前提として様々に集めております。

こ、
青神 委員：

そういう難しいお話ではなく、分別作業時ということは、粗大ごみがまとめてきたときに作業員の方が選別されている手間がかかっている現状があるのではないか。

そうなったときに市民の立場としたときに、市民が個々に分別して出せばコストが抑えてこういう値上げがなくなるのではないか。そこは、どういう精査されているのですか。

事務局：

事務局より回答いたします。

確かにその通りでして、市民の皆様の方で選別、或いは購入の時点からリサイクルしやすいものというものを選んでいただければコストを抑えられます。粗大ごみとして出された品目というのは、手選別で分けてリサイクル、リユース、或いは焼却とせざるをえないので、そこで極めて高い人件費となってしまっているという現実もあります。

ま
会の 委員：

鉄アレイが500円から1000円に上がっています。鉄を扱っている業者としたら逆に買い取ってお金が入る状態になります。佐倉市の委託している業者は、回収した鉄物とか金属類を買

とも税

い取ってもらった作業はしてないですか。

また、ガスコンロ・ガステーブルは、手間のかかるものではない。リフォームとか何かにおいても職人がお客様から引き取って処分します。各部品に分けるものでもないので、値上げが腑に落ちないのですが。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答いたします。

確かにこの件は、清掃組合において、選別作業で重たいものを持ってしかるべきところに移動させるといふ行為で手間かかるものであります。また、鉄アレイについては、民間のリユース業者さんがおりますので、ごみの減量化の観点からもあえて清掃工場に持ってこずとも、そういうところでリユースして欲しいという思いも含めた値上げでございます。

ガスコンロについても同様です。

委員：

大きさ、重さがわからない場合、いくら処理券を買うかは、引き取り業者さんの受付けの対応で変わるのですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答いたします。

我々は、電話等問い合わせがあったときには、体重計は結構持っている方がいますので、体重計に乗っていただいて自分の体重をマイナスして測ってくださいと言っています。現実としては、収集業者は市民の方を信用して、目視及び持ち上げた際に推定できる範囲内の確認で回収しております。

委員：

佐倉市、酒々井町清掃組合搬入手数料変更の見通しはありますか。

事務局：

事務局より回答いたします。

私どもの方で聞いておりますのは、今年度についてはないということです。今後につきましては、必要があれば検討していきます。

議長

他に

委員

品目

議長

はい。

事務局

事務局

その

なぜ

りま

議長

他に

委員

現在

議長

はい。

事務局

事務局

今後の

体制

で、

委員

現状

議長

事務局

事務局

清掃

す。新

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

品目表にあるプラスチック製の衣装ケースは、拠点回収の対象も含まれていますか？

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答いたします。

そのとおりでございます。

なぜ記載があるのかというと、高齢者の方等、拠点回収場所まで持ち込むのが難しい場合がありますので、そのために品目表の中に残しています。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

現在の赤字額がどのぐらいで、今回の値上げによってどのぐらい改善されるのでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答させていただきます。

今後の粗大ごみ排出量によって決まるため、未知数です。ただ先ほど申した通り、現状の料金体制でいきますと、500円のものが出るたびに187円のマイナスになる状況がございますので、そのことを少しでもなくしていきたいというところでございます。

委員：

現状の赤字額は、把握していないのですか。そこからどのくらい改善されるのですか。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

清掃組合の人件費というのは、清掃組合の予算の中から我々が負担金としてお支払いしています。細かい細目の中で決算として出しておりますので、単純にはちょっと出てこないというよ

うな状況でございます。

委員：

現状の赤字額がどのくらいあって、それを改善するのが値上げの趣旨だと思います。そこについての見通しはないということですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

先ほど申した通り、500円の処理券に対して680円理論上手数料かかる計算があるので、今回品目表改定することによって、このマイナスの数値がよりなくなっていくということがわかると思います。令和7年度この品目をもし改定させていただいたとするならば、令和8年度以降の実績を見て、令和9年度にはマイナス額の減少或いはプラスになる報告ができると思います。

委員：

一応687円のコストが出ているということで、500円で割り返すと72.78%になります。これをこの新しい料金表にした場合、過去のを当てはめると、687円か幾らになるのかというのは算定をされていますか。

議長：

はい。事務局。

事務局：

はい。事務局より回答させていただきます。

令和6年の実績を基にするとイコールになると算定しております。料金が変わることによって計算の仕方が変わるとお思いますので、あくまで推定値でございます。

委員：

令和6年度の実績で500円券、1000円券などの手数料の合計ってどのくらいになるのですか。例えば、アンテナを500円から1000円に上げるにしても、年間に1台もないようなものを上げだどそんなにあんまりメリットがないと思います。また、粗大ごみの回収はどのくらいの頻度で行っているのですか？

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局
事務局
予約

委員
業者
は回

議長
はい。

事務局
毎
け付

委員：
佐倉市
損益
数値の

事務局
歳入と
10%の
審議会

議長：
ありか

委員：
先ほど
のです

事務局
はい、
粗大ご
業員の
ざいま

事務局：

事務局より回答いたします。

予約制ですので、決まった日に粗大ごみ回収の日があるというわけではございません。

委員：

業者の方で何曜日をお願いしますよとかそういうような調整はしていますか。また、粗大ごみは回収に伺っているのですか。

議長：

はい。事務局をお願いします。

事務局：

毎日のように回収を行っていただいております。事前予約制でございますので、電話予約を受け付ける中で、業者さんの方でうまく調整していただいております。

委員：

佐倉市が7万世帯です。7万世帯が1000円使用したら7000万になりますね。

損益想定について、端数があることに疑問を感じます。歳入と歳出の損益について、具体的な数値の根拠を教えて欲しい。

事務局：

歳入と歳出の損益について、市民の方のお金が市に入るわけではないです。販売店の手数料10%のお支払いがあるので、端数があるということでございます。損益等については、次回の審議会の際に回答差し上げたいと思います。

議長：

ありがとうございました。

委員：

先ほどの質問に関連するのですが、集めたお金に対して粗大ごみにどのくらい使われているのですか。

事務局：

はい、事務局より回答いたします。

粗大ごみ業者の方にお支払いしてる令和5年度の決算額3460万6000円でございます。選別作業員の人件費は、清掃組合の負担金の中に入っておりますので、純粋な経費というわけではございません。

委員：

値上げすることによって、小さいものであれば、細かくしてもやせるごみの袋に入ると思いますが。可燃ごみが増加する心配はありませんか。粗大ごみの量が単純に減ってしまう可能性はありませんか。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

12年前に値上げしたときには搬入量が増加した事実があります。ただ、今回減るという可能性もありまして、確かに、切り刻んで燃やすごみ出されてしまうという可能性はあると思います。市の方で広報活動やイベント等で啓発活動をし、極力粗大ごみとして出していただく。あるいは、リサイクルできるような出し方で出していただくというところでございます。

議長：

はい。ありがとうございます。

粗大ごみ処理手数料の改定について、大変慎重なご検討いただきましてありがとうございます。

それではですね、議題2のリチウムイオン電池拠点回収試行事業について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

はい。事務局お願いいたします。

事務局：

はい。それでは事務局の方から説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

令和8年度佐倉市リチウムイオン電池拠点回収試行事業概要ということでございます。

背景は、国産メーカーのリチウムイオン電池のうち、膨張、劣化していないものは電気店等で回収しております。

インターネットなどで購入したもの、海外製のもの、膨張劣化したものは廃棄物対策課にて回収しております。

市民からは回収拠点増設の要望が多数寄せられ、特に市役所本庁舎のある佐倉地区以外での出張所等での回収をして欲しいとの声が大きいです。

回収したリチウムイオン電池からは少し数がたまと異臭がしてしまいます。これは可燃性のガスが出ていると考えられまして、発火爆発の可能性があります。

そこで廃棄物対策課においては、蓋をすることにより発火爆発のリスクがなくなる金属ペール缶にて5年前よりカウンター回収を実施しており、実績として無事故でございます。

また民間では、コンビニでの回収実験を開始したところでございます。

実際に使う回収ボックスは下に衝撃吸収シートを敷きまして、温度センサーや通信機器を備え、常時モニターできるものとなっております。

通常の取り扱いの中での発火の危険性について、消防組合とともに令和7年11月10日月曜日に、リチウムイオン電池の発火実験を実施いたしました。

その
いま
まぎ

そこ
以外
金属
それ

先ほ
なっ
わり
また
まし

3番を
回収
下記

4番を
国内
いる
今回の
バッテ

5番を
令和8
令和9
させた
今度の

6番を
回収運
まず、
します
そのま
佐倉市
佐倉市
します

その結果、リチウムイオン電池はたやすく発火するものではありませんでしたが、充電率が高いまま出されてしまった電池についてのみ、通常あり得ないような大きな衝撃や鋭利なゴミとまざり、発火してしまう可能性があるという結果でございました。

そこで、今回の事業概要になります。佐倉市役所本庁舎廃棄物対策課の立地している佐倉地区以外において人口の多い志津・臼井・根郷地区それぞれにおける出張所において回収ボックス金属ペール缶を設置し、リチウムイオン電池を資源物として回収したいと考えています。それぞれの出張所職員への手渡しによるカウンター回収としたいと思っております。

先ほど説明した通り民間の場合は、温度センサーや通信機器を備え常時モニターできるものとなっているという事実がありまして、そこまで用意することはできません。ですので、その代わりといたしまして、カウンター回収とし、リスクを軽減したいということでございます。またあわせて佐倉市八街市酒々井町消防組合へ施設内における拠点回収協力をお願いしております。こちらにつきましては現在調整中でございます。

3番をご覧ください。

回収ボックスとなる金属ペール缶のイメージと大きさです。

下記のような回収ボックスの中にクッション材を入れたボックスとしたいと思っております。

4番をご覧ください。

国内メーカーのリチウムイオン電池であり、かつ膨張劣化していないものはJBRCに加盟している電気店などで回収しております。

今回の回収品目となりますが、このJBRCにおいて回収できないリチウムイオン電池モバイルバッテリー及びリチウムイオン電池内蔵の小型家電としたいというふうに思っております。

5番をご覧ください。試行期間です。

令和8年4月1日水曜から令和9年の3月31日水曜までやっていきたいと思っております。令和9年度以降につきましては、大きな事故等なく、また前年度で抽出された問題点等を解決させた上で、回収箇所を増減を含め審議会にまたお諮りいたしまして、令和9年4月1日から今度は本格実施に移りたいと思っております。

6番をご覧ください。

回収運搬と中間処理リサイクルの概要になります。

まず、それぞれの職員によりカウンターでの手渡しにより、リチウムイオン電池等を回収いたします。

そのあと各出張所からの連絡により随時市の職員ないし直営作業員がリチウムイオン電池等を佐倉市酒々井町清掃組合に持っていきます。

佐倉市、酒々井町清掃組合において、リサイクルに供するものと残渣になるものを手選別いたします。

リサイクルに供するものにつきましては、清掃組合経由にてリサイクル業者へ渡されます。残念ながら残渣になるものにつきましては、2週間ほど水につけ埋め立て処分を行います。消防組合による拠点回収の概要が確定次第、消防組合分については運搬方法について協議をして参ります。

説明最後になります。広報です。

こうほう佐倉の4月1日号、5月1日号に載せるとともに、佐倉市ホームページ、また佐倉市広報番組において放映したいと思っております。

また機会をとらえて、各種イベント等でもブースを設けたいと思っております。

以上でございます。

議長：

はい。どうもありがとうございます。

それでは議事2につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

委員：

リチウムイオン電池を内蔵しており、取り外しができない製品もそのまま回収してくれるということですか。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

委員のご指摘の通りで、玩具ごと回収せざるをえないという状況でももちろん回収いたします。

委員：

現状ですと今リチウム電池って埋め立ての方に搬入していると思うのですが、清掃工場ですら今までそういった火災があれば教えてください。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

推定ではございますけれども、今年度も前年度も年に数件ですけど、作業中に煙が出ていた状況がありました。

委員：

収集運搬業者としてリチウム電池に限らず、カセットボンベ等の火災が他県でも発生しておりますので、最適な収集体制を構築していただければと思います。

議長
よろ

事務
はい
変
騒
れ
も

委員
ペー
ると

議長
事務

事務
はい
ま
ず
み
の
安
全
ろ
撮
こ
で

委員
一つ
もう
っし
どの
いま

議長
はい

事務
はい
ま
ず
使
わ
出
し
お
も

議長：

よろしいですか。事務局お願いいたします。

事務局：

はい。今委員がおっしゃった通りで、リチウムイオン電池火災につきましては、ニュースで大変騒がれております。同時に使い捨てライター等の火災も忘れてはいけないということで、それもあわせて、啓発に努めて参りたいというふうに考えております。

委員：

ペール缶の回収頻度を検討した方が良いと思います。また、ペール缶に入る大きさのものに限るという部分も啓蒙してほしい。取り扱える職員の安全教育を徹底してほしい。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

まず大型のものにつきましては、5kgを超えると粗大ごみということになりますので、粗大ごみの回収をお願いすることになります。

安全教育につきましては、11月に発火実験を行いましたので、そこで参考になる映像をいろいろ撮りましたので、それを回収にあたる職員全員に見せる機会を来年1月に設けています。そこで安全を徹底しながら回収を行っていきたいと思います。

委員：

一つ目は、古い電卓にリチウムボタン電池が入っていますが、それは対象にしていますか。

もう一つは、おもちゃにも入っているリチウムイオン電池は粗大ごみとして出しなさいよとおっしゃいましたが、そうすると市民が選別しなきゃいけないということですね。

どのように運用を考えておられるのかということが見えなかったので教えていただければと思います。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答させていただきます。

まず、電卓等に入っているリチウム電池ですけれども、おそらくコイン電池と呼ばれる電池が使われております。コイン電池につきましては、埋め立てごみの扱いになっております。通常出していただいても発火の危険性が低いので、現状のところ回収しています。

おもちゃについては、現状のところあまり回収実績がありません。小型の充電式内臓製品につ

いては、金属類・小型家電に出せるくらいのサイズが多いです。それより大きいものは、粗大ごみになります。

電話等を廃棄物対策課へいただければ、こちらの方で内容等を確認させていただいて、説明ができると思います。

委員：

ご相談すれば答えていただくと。カウンターでペール缶に入らないものは、断るルール作りをしてほしい。職員が全て預かっていたら、仕事にならない。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答させていただきます。

今委員おっしゃる通りで、すべて預かると負担になるという部分もあります。個人の方で清掃組合の方に自己搬入するという事もできます。一番安全性が担保されますので、周知しているところがございます。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

以前、東京、神奈川地区でリチウム電池を収集しているところを見学させていただきました。種類が多いことがすごい印象に残りました。他の市で行っているような安全対策があれば導入し絶対に事故が起きないような形で進めていただきたいと思います。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

委員のおっしゃる通りでして、実際、廃棄物対策課で回収したものに付きましては、職員の方が絶縁いたしまして、ペール缶に入れてあります。

ただ各出張所の職員にはそこまでお願いすることができなくて、その部分につきましては、廃棄物対策課で普及啓発いたしまして、市民の方が持ってくる段階で絶縁した状態で出張所に持っていくということで進めて参りたいというふうに思っております。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員
古い
実際の
る、
け入
染さ
議長
はい

事務
はい
確か
ただ
で求
はで

委員
では
るの

議長
はい、

事務
委員

議長
他に

委員
今ま
で周

議長
はい、

事務
事務

委員：

古い電子機器にニカド電池が入っていることがあります。

実際に県内で火災が起きたときに、消防が水をかけても消し切れなくて、水槽に沈めたところ、カドミウム汚染が周辺に出たというのがありました。持ってきたときカドミウムとかも受け入れてくれるのかと、あと水に沈めるとなっていますが、見分ける前に沈めると汚染されてしまうので、その辺をどのように対策するのか教えてください。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

確かにその通りでして、過去に持ってこられたことはなかったと思います。

ただ、持ち込まれた時には、注意してやって参りたいと思います。ただ、各出張所にはそこまで求めることはできません。そういった場合につきましては、出張所のカウンターの方で回収はできないので廃棄物対策課に持ってきていただくようお願いしてまいります。

委員：

ではカドミウム電池を出張所に持ち込んだ場合は、廃棄物対策課を案内されるという対応になるのですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

委員のおっしゃる通りで、廃棄物対策課に持ってくる方法しかないということになります。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

今まで聞いた話は、ここだけのことであって、市民の方には、このことについてどのような形で周知するのですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答いたします。

らせ
ついで

今回検討している目的は次の通りです。

まず1つ目、紙製容器包装の収集量が減少傾向にあること、またプラスチック製容器包装の収集量が想定を下回っていることから、可燃ごみにそれらが混入してしまっていることが想定されております。

続いて2つ目です。

資源ごみリサイクル促進のため、市民がリサイクルに参加する環境づくりが必要とされております。

う

17ページをご覧ください。

全国的に業種を問わず労働現場におきまして、人手不足が深刻化しております。

今後の収集継続していくためには、効率化に向けた取り組みを検討する必要があります。

4つ目です。

物価や人件費が上昇していることで、家庭ごみの収集運搬委託料が近年高騰しております。

続きまして、近隣他市の状況について説明させていただきます。

週2回もしくは週3回行っている佐倉市の近隣市町村をそれぞれ表としております。

され

特に印旛区域内の9市町ございまして、印西市、栄町、酒々井町、白井市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市とあるんですけれども、その中のうち、5市町、表の中で網掛けになっている部分が週2回となっており、4市町が週3回で行っているとなっております。

週2回収集につきましては、15年以上前からこのような体制となっております。

上記に挙げた市町村の中で船橋市が平成30年10月から週2回の収集等へ変更しています。今後も週2回に移行する市町村が出るのが想定されております。

の他

燃やせるごみの収集日1日減らした場合について、試算をしました。

今回令和7年度の委託日数ベースで計算させていただきまして、日数削減前ですと、平日240日祝祭日15日、合計255日行っておりまして、その委託費用が約7億6900万円程度になります。

もし仮にこれを水曜日一日減らした場合、平日190日、祝祭日14日、合計204日ということになりまして、約6億1600万円の委託料になってきます。

合計すると約51日減ることになり、費用としては1億5300万円減ることになります。

加し

18ページをご覧ください。

ま

燃やせるごみを週2日に削減することで、メリットデメリットがあります。

メリットは、燃やせるごみに出されていた資源ごみがそれぞれ適切に分別され、資源ごみとしてリサイクルされる量が増加する可能性があります。

ま

2つ目は、収集費用の削減に伴い収集作業の効率化に向けた取り組み投資ができる可能性がございます。

ごみに

デメリットは、長年週3回の収集を実施してきたことによって、市民もこれが佐倉市にいるメリットと考えているということです。

を1

市民が変更にご理解を示していただくか、現状のところ不透明であるというところです。

続きまして今後になります。

収集日数の削減について市民意識調査を実施しました。

設問につきましては、以下の通りです。

燃やせるごみの収集日は佐倉市において毎週月水金の3日間です。

これを事業費削減のため、月・金の2日間に削減したらどう思われますかという質問内容でした。

これについて5つの選択肢設けておきまして、全く問題ない、やむを得ず了承する、できれば3回継続して欲しい、絶対に反対である、その他になります。本日、市民意識調査の速報版が発表されまして、全く問題ないという方が23.99%、やむを得ず了承するという方が23.03%、できれば週3回継続して欲しいのが32.25%、絶対に反対であるという方が15.36%。

その他の回答になります。消極的賛成もしくは全くもって問題ないというこういった方47.02%。

消極的な反対もしくは絶対反対という方が47.61%で拮抗しております。

正式な結果につきましては、現在集計中でありまして、令和8年3月ごろに確定する予定です。

今後はこういった調査の結果やごみの量の推移、また佐倉市の財政状況等を踏まえ、収集事業のあり方について検討を行って参りたいと思います。

議長：

はい。ありがとうございます。

それではただいまの燃やせるごみの収集方法の検討についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員：

この市民意識調査は、どれくらいの方に調査をされたのでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

事務局より回答いたします。

まず、調査対象につきましては佐倉市内に住んでいる18歳以上の男女になりまして、調査対象約1400名です。そのうち、有効回答数につきましては521回答でありまして、全体37.2%ということになっております。

委員：

市内全体が、例えば月金が燃やせる、火木がそれ以外のごみ回収した形になるんだとすると1日ごみを回収しない日を作るという認識でよろしいでしょうか。

議長：

はい
事務
はい
その

議長
はい

委員
今、
よろ

議長

事務
今、
定で

委員
紙製
どの

議長
はい、

事務
はい、
可燃
状況
人口
す。

委員
事業
ださ
してい

議長
他に、

はい、事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

その通りでございます。

議長：

はい。他にございませんでしょうか。

委員：

今、事務局の方からお話ありましたけど、水を休みにして、週4日っていうことで、理解してよろしいでしょうか。

議長：はい。お願いします。

事務局

今、委員おっしゃる通りですが、まだ検討段階にも至っておりませんで、これから先は全く未定でございます。

委員：

紙製容器包装やプラスチック製容器包装が減少傾向にあるとのことですが、可燃ごみの増減はどのように推移していますか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

可燃ごみも減少傾向でありまして、全体としてごみの減量化が進んでいるというのが佐倉市の状況でございます。

人口が減っているからというわけではなくて、1人当たりのというところでも減少しております。

委員：

事業系のごみを集積所に出されることや3回のごみを2回の回収にすることで間違った曜日にだされてしまうような弊害が出てくると思いますので、その辺もよくご検討いただいて、対応していただきたいと思います。

議長：

他にございませんでしょうか。

委員：

もやせるごみのアンケートについて、もやせるごみ以外の回数を減らす選択肢は考えなかったのですか。夏の暑い中でもやせるごみの回数を減らすのは、酷であると思いました。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

国の方で方針が大きく変わりまして、令和6年の8月に第5次循環型社会形成推進基本計画を国が発表いたしました。その中で、これからの市町村につきましては、ごみの総排出量を減らしていくという努力をするのではなくて、ごみの焼却量を減らしていきましようということになりました。

要は、それ以外のものっていうのはリサイクルの技術が進んで参りましたので、リサイクルをすることによって貴重な資源になっております。第5次循環型社会形成基本計画に基づいて、まず、燃やせるごみの削減を考えていきたいなというところもあって、ご提案しております。

委員：

今のお話からいくと、燃やせるごみの中に生ゴミとか、そういう部分が多いと思います。リサイクルになるのは、紙とかプラスチックとかそういう部分でいって分別しますよ。

そして生ゴミとかはリサイクルにも限度があったりするので、それを1日減らすって言ったとき、今の国の政策とはちょっと意味が違うのかなと思います。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。委員ご指摘の通りでして、生ゴミにつきましては、市の補助制度のある生ゴミ処理機の普及で減量化して参りたいというふうに考えております。

委員：

コンポストは、庭付きのお宅だったらあるかもしれないけど、実際、使用しているところは少ないと思います。

また、電気式の生ゴミ処理機もありますが、購入台数増えていますか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務
はい
委員
の平
は、
思い

議長
はい

委員
今燃
を、

議長
はい

事務
はい
技術
で、
製造

委員
シュ

議長
はい

事務
コピ
して

委員
チラ

事務
はい

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

委員ご指摘の通り、生ごみ処理機やコンポストは、減少しております。例えば、導入した当初の平成11年は、1年で728台売っていた時期もありました。令和5年度は、32台、令和4年度は、53台となっております。我々もイベント等で普及啓発に努めて、より増やしていきたいと思っております。

議長：

はい。いろいろご意見あるかなと思います。

委員：

今燃えるごみに入っているものを紙ごみの方へ移行する。例えばシュレッダーでかけたものを、紙ごみに入れられる、そういうふうな技術開発って進んでいるのでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局で回答いたします。

技術が進んでいるかは、わかりません。しかし、県が事務局を務めている審議会がありまして、国への要望事項の中で、製品を作る段階からリサイクルできるようなものにするように、製造業者の方にも指導してよという要望は、出させていただいております。

委員：

シュレッダーで出されるごみは、もやせるごみという認識でよろしいですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

コピー用紙は、資源回収団体として毎月何回かそういう機会を設けておりますので、そこに出していただいて、リサイクルしていただければと思います。

委員：

チラシというような扱いにしていいということですか。

事務局：

はい。その通りでございます。

委員：

個人情報が入っていないければ、チラシみたいに子供会の回収の方に出しても大丈夫ですか。

事務局：

通常の紙の状態でご紙対象に回すことは可能でございます。

シュレッダーにかけたものにつきましてはどうしても繊維を断ち切りますので、リサイクルしづらい、リサイクルした製品が弱くなってしまう現状がございます。技術革新がどこまで進んでいるかは、把握しておりません。

委員：

確かに自分の家で生ゴミが、週2日になると3日間生ごみを家の中に保管しなくてはならないため困る。週2回になると、その車両費とか人件費が50%増加します。今の市の委託業者にそういう余裕はあるのでしょうか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。事務局より回答いたします。

今ご意見として出させていただきましたものは、あくまでも概算を試算したものでございまして、業者さんへの聞き取り等を行っていない状況でございます。

今年度の単価を基に、1日減らしたらこれだけの金額になるよというふうに出してございますが、当然コスト増やどこまでの削減効果があるかどうかは、不透明でございます。

今後検討していく中で、皆さんにご報告していく所存でございます。

議長：

よろしいでしょうか。

委員：

市民の立場としてもメリットを正直感じない。性善説から言ったら、週3回を2回にしたら1回分減らさなきゃいけないなど、みんなそれぞれ正しい心で減らしていこうという可能性があるが、果たしてそれが続けるかというふうな疑問である。

収集削減に伴って、収集作業の効率化に向けて投資がなされ、収集業者には投資の恩恵があるが、市民には、恩恵がない。市民には佐倉市が収集を3回から2回にするメリットが全くないと感じた。その辺を詳しく精査し、市民に伝わるようなことを言っていたかかないと、何のためにこれやるかという話になる。

議長：

はい。
事務局
はい。
本日
昨年
的に
っと
さん
4R
で
して
いま
ただ
他の
す。
をさ

議長
まだ
ご参
がよ
それ
はい
あり
それ
多い
あり

委員
私が
な気
お金

議長
はい

委員
アン
うい

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。

本日ご意見様々ありがとうございます。

昨年度廃棄物の計画の見直しの際にも申し上げたと思うのですが、国の方では基本的に4R推進の観点で、燃やせるごみの回数を減らすことは、焼却するごみの量を減らすのにもっとも早い方法として、今回提案をさせていただきました。当然市民の皆さんや、事業者の皆さんのご意見というのもあるだろうということで、今回は議題に挙げず、報告しています。

4Rを推進するのは、市民の皆さんにとって、何か手間が1つ増えてしまったりするという状況でございますし、粗大ごみの手数料を上げるというのも、基本的にはそのごみの量とかを減らして、循環型社会を形成するための1個の策としての検討でございます。様々ご意見あると思いますので、今日伺いきれない部分是用紙に書いていただいて、今後の検討の参考にさせていただきます。

他の選択肢もあれば、それをご提案いただけると、我々もその検討の選択肢が広がっていきます。また議題として上げるときには、皆様にこういう方向でどうですかというのとはまた諮問をさせていただきます。

議長：

まだ検討が始まったばかりということでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

ご参考までにここにいらっしゃる委員の方々に2日間にしてもいいか、あるいは、現状のままがよいか挙手でお伺いしたいと思ひます。

それではですね、2日間にしてもよろしいという方、挙手をお願いいたします。

はい。(2日間にしても良い3名)

ありがとうございます。

それでは現状のままがよいという方、挙手をお願いいたします。

多いですね。(3日間のままが良い7名)

ありがとうございます。

委員：

私が単身赴任していた自治体はもやせるごみが週に2日で、あまりデメリットがなかったような気がします。近隣市で回数を減らしたことでごみの量が減少した、費用が減って別の政策にお金を使うことができたなどのメリットを整理できればと思ひます。

議長：

はい。ありがとうございます。

委員：

アンケート結果を精査するときにやっぱり注意が必要かなと思ひしたのは、この回答した人がどういう立場かを考える必要があると思ひます。家庭のごみを知らない人がアンケートに減らし

でもいい立場で答えている可能性がある。

委員：

アンケートの聞き方によって、回答が変わってくると思う。設問にメリットが記載してあれば、賛成の意見も増えるのではないか。

実際千葉市で週3日だったのが2日になる過程を体験している。

2回に減ったことで困ったのは、土曜日に今まで出せていたのが、出せなくなったこと。他のモデルケースも参考にしながら、検討してほしい。

議長：

ありがとうございました。

はい、事務局お願いします。

事務局：

回答を保留させていただいていた件が2件ございましたので、回答させていただきます。

粗大ごみの収集運搬の委託料の件でございます。

粗大ごみ処理の収集運搬委託料令和6年度の決算額が3597万円になります。

そして、歳入の方です。

令和6年度の粗大ごみ処理手数料が2361万6785円でございます。

先ほど申した通り、さらに清掃組合さんの手間であつたりとかも入りますので、単純に比較ができないのですけれども、この2つだけを見ますと、今のところは1200万ちょっと赤字になっている現状があります。その他詳細は、整理して次回までに説明いたします。

議長：

はい。ありがとうございました。

それでは最後に事務局から今後の予定についてご説明をお願いいたします。

事務局：

今後の予定について事務局の方から説明させていただきます。

次回、第2回審議会は令和7年1月20日火曜日14時から16時を予定しております。

改めて開催通知を送付させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、またご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

議長：

それではですね本日の議事はこれにて終了したいと思います。

これをもちまして議長の任を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。司会を事務局の方にお返しします。

事務局：

会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。
本日はありがとうございました。

本会議を実証し、下記のとおり署名捺印する。

令和8年3月3日

議長 中村 圭三 

会議録署名人 宮澤 邦夫 

同上 中島 正雄 

